

法科大学院認証評価
(追評価)

自 己 評 価 書

神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

平成21年8月

神戸学院大学

目 次

I	章ごとの自己評価	
	第4章 成績評価及び修了認定	1
	第6章 入学者選抜等	11

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準 4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準 4-1-1 に係る状況）

(1) 成績評価の方法としては、まず可否は絶対評価によって判定し、合格者について一定の割合を目安として、秀・優・良・可の成績評価を相対評価で行ってきた。合格者の成績ランクの分布としては、標準的な目安として、秀 10%程度、優 20%程度、良 50%程度、可 20%程度としてきた。このルールは全学生に配布される「履修の手引 I」に記載され、4月ガイダンスにおいても説明し学生に周知徹底している。成績評価における考慮要素は、その割合も含めて（例えば、定期試験、小テスト、レポートや授業時の発言等の評価割合）シラバスに明記し、また開講時の授業で担当教員が学生に説明のうえ確認することにしてきた。2008年度の認証評価の指摘を受け、2009年度より定期試験の受験資格として、授業への出席回数が全体の3分の2に満たない場合は、欠席理由のいかんを問わず、当該科目の定期試験を受験することができないこととした。この要件を「履修の手引 I (2009年度)」に記載し、2009年4月のガイダンスで新生・在学生にこれを配布・説明し、広く周知を図り、徹底した。また、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方についても検討を行い、2009年度より、秀 10%以内、優 20%以内とし、良、可については比率を定めないこととし、これについても「履修の手引 I (2009年度)」に明記し、ガイダンスで学生に説明、周知するとともに各教員にも周知徹底している。

出席については、上述のとおり、定期試験の受験要件としたが、出席そのものが加点要素とされてはならないことをあらためて確認し、成績評価の対象事項としては、定期試験、小テスト、課題レポート、授業での発言内容および授業への貢献度により行うこととし、全教員に周知徹底している。《別添資料 A 「履修の手引 I (2009年度) 5頁、7頁、9頁」、別添資料 B 「履修の手引 II (シラバス 2009年度)」、別添資料 C 「法科大学院案内 (2010年度) 10頁」、別添資料 D 「文部科学省提出の報告書」、別添資料 E 「授業シラバス改訂のお願い」、別添資料 F 「選択必修科目・選択科目の履修登録期間終了前における授業実施に係るお願い」、別添資料 G 「2009年度ガイダンス・スケジュール」、別添資料 H 「2009年度前期定期試験受験許可者及び座席指定表」参照》【解釈指針 4-1-1-1】

(2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するために、成績評価の資料となる定期試験の答案、課題レポートや小テスト等は教員に添削された後、コピーされ保管している。

また成績は前期・後期各1回、成績表を通じて学生に告知され、定期試験答案を含めた成績評価資料は、採点・添削のうえ学生に返却されている。学生の成績評価に対する疑義については、原則として成績発表の日から7日以内に事務を通じて行うこととされ、担当教員が問い合わせに対応している。毎学期数件の成績問い合わせがなされているが、その際には点数化された成績および定期試験等の答案を見せながら指導を行い、成績評価に納得するよう説明する。【解釈指針4-1-1-2】

(3) 定期試験・小テスト・課題レポートの実施後は、担当教員は採点の基準を示している。また小テスト・課題レポートについても定期試験と同様の取り扱いがなされ、採点基準・成績分布を示した資料とともに添削済の答案等を返却している。これに加えて、2008年度後期からすべての授業科目において、成績の評価結果（最終）についての成績分布データを事務室で集約したうえで一斉に掲示し、学生に告知している。《別添資料I「2008年度成績評価の結果について（お知らせ）」参照》【解釈指針4-1-1-3】

(4) 定期試験の実施については、試験期間を1週間としているが、1日2科目受験を目安に、試験が連続することを避け、また課題持ち帰り型試験の提出期限が複数重ならないように配慮し、さらに課題持ち帰り型試験の提出期限と通常型試験との調整にも留意し、過重な試験負担が生じないようにしている。定期試験日程は2週間程度前には掲示のうえ公表している。定期試験期間前1週間は、通年科目および半期4単位科目の授業および補講のみを行う特別期間として、実質的に試験準備期間として十分な自学自習の時間を確保している。

病気等の事由により定期試験を受験できなかった学生についてはその申し出に基づき要件を満たしている学生に対して定期試験試験終了後「追試験」を実施している。試験問題の程度・成績評価については定期試験と同様に行い、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないように配慮している。なお、成績不可の学生の救済としての「再試験」は実施していない。

基準 4-1-2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4-1-2 に係る状況)

他の大学院からの入学生で、本法科大学院の開講科目と同等の科目を履修したと認められる場合には、30 単位を超えない範囲で単位を認定するものとしている。単位認定に当たっては、既修得科目のシラバス、講義計画、講義資料等の提出を求めて、厳密で客観的な認定作業を行うものとしている。これまでのところ単位認定の申請はない。《資料 4-1、資料 4-2 参照》

資料 4-1 「神戸学院大学大学院学則（抜粋）」

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 本学大学院各研究科(実務法学研究科を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学実務法学研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、30単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における修得単位の認定)

第9条の2 本学大学院各研究科(実務法学研究科を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科の定めるところにより他の大学院(外国の大学院を含む。)又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学実務法学研究科において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科の定めるところにより他の大学院(外国の大学院を含む。)又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、前条第2項の規定により修得したとみなされる単位と合わせて30単位を超えないものとする。

(出典：「法科大学院規則集 3 頁」)

資料 4-2 「神戸学院大学実務法学研究科(法科大学院)規則（抜粋）」

(単位修得の認定)

第8条(1項2項省略)

3 学生が、他の大学院(外国の大学院を含む。)において修得した単位を研究科の履修科目の単位として認定することを希望するときは、別に定める期日までに研究科長にその旨を申請しなければならない。

(出典：「法科大学院規則集 21 頁」)

基準 4-1-3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-3 に係る状況）

法曹養成のプロセス教育として、各学年の教育成果を前提とする積み上げ方式が実効性をもつため、1年次および2年次における修得単位数による進級要件を設けている。1年次に30単位以上、2年次に1年次との合計で60単位以上（法学既修者30単位以上）を修得できなかった場合には、原級に留置し、原則として上級年次に進級するのに不足している単位分を履修することのみが認められる。以上のことは履修の手引Ⅰに明示し、また新年度のガイダンスにおいて学生に周知徹底されている。2006・2007年度には進級制による原級留置者があり、今後の学習等につき指導がなされている。《資料4-3参照》【解釈指針4-1-3-1】

長期履修制度の適用学生は、4～6年の修業年限で修学することが認められるため、制度上、進級要件の適用を受けないものとしている。なお、長期履修生にも履修登録制限は適用される。長期履修制度の適用に当たっては、適用申請学生が修業年限を決め、各年における単位修得計画を立てるものであるが、これが積み上げ教育の教育効果を損なうことなく適切な学習計画となっていることを慎重に検討して、場合によっては計画の修正等を指導している。また、長期履修制度適用学生がその単位修得計画にしたがって学習が進められているかは常に見守られている。《資料4-4参照》【解釈指針4-1-3-2】

資料 4-3 「進級要件について」

(3) 進級要件について

実務法学研究科では、学年ごとの教育成果を前提とする厳格な積み上げ方式に基づくカリキュラム編成、ならびに法曹養成のプロセス教育の実効性を担保するために、修得単位数による進級要件を設けています。

各年次において、進級要件として定められた単位数を修得できなかった場合は、上級年次に進級することができず、また、進級予定であった年次に配当されている授業科目を履修することができません。進級できなかった年度は、原級に留まり、原則として、上級年次に進級するのに不足している単位分を履修することのみが認められます。

	1年次	2年次
標準（修業年限3年）	30単位以上	1・2年次の合計で60単位以上
法学既修者（修業年限2年）		30単位以上

（出典：「履修の手引Ⅰ（2008年度）22頁」）

資料4-4 「長期履修制度」

11. 長期履修制度

本学実務法学研究科には、すでに実社会で活躍されている方、働きながら通学されたい方のために、標準修業年限3年を超えて4年～6年の長期にわたる修業年限で修学することのできる長期履修制度があります。

長期履修制度とは、4年～6年の範囲で自分で修業年限を決め、各年における単位修得計画を立て、その計画に沿って各年次において授業科目を履修していく制度で、進級要件の適用（P.21 参照）はありません。

（出典：「履修の手引 I（2008年度）10頁」（一部修正））

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の修了要件単位数は以下の通りである。

(1) 標準 (修業年限3年)

法律基本科目群	基礎科目 (必修)	40 単位
	総合科目 (選択必修)	22 単位
実務基礎科目群	必修科目	6 単位
	選択必修科目	10 単位
基礎法学・隣接科目群	選択必修科目	4 単位
展開・先端科目群	重点科目 (選択必修)	4 単位
	選択科目	20 単位 (重点科目 4 単位含む)
修了必要単位数		合計 96 単位

(2) 法学既修者 (修業年限2年)

法律基本科目群	基礎科目 (必修)	8 単位
	総合科目 (選択必修)	22 単位
実務基礎科目群	必修科目	6 単位
	選択必修科目	10 単位
基礎法学・隣接科目群	選択必修科目	4 単位
展開・先端科目群	重点科目 (選択必修)	4 単位
	選択科目	20 単位 (重点科目 4 単位含む)
修了必要単位数		合計 66 単位

なお、法律基本科目群においては、公法系・民事法系・刑事法系としてそれぞれに修了必要単位を細分化していないが、基礎科目および総合科目において開講科目の合計単位数が 66 単位 (公法系 16 単位、民事系 32 単位、刑事系 16 単位) であるなかから 62 単位を修得しなければならないために、各系につき所定単位数を満たしている。また、他の大学院 (他の専攻を含む。) において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと、および、本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、他の大学院 (他の専攻を含む。) において履修した授業科目について修得した単位と合わせて 30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこともできるが、その際は基準 4-1-2 の基準に従った単位の認定を行うことにしている《資料 4-1、資料 4-2 参照》。

法律基本科目群以外の科目につき合計 34 単位が修了要件となっており、これは 96 単位の 3 分の 1 を超えている。【解釈指針 4-2-1-1】

なお、法律基本科目群以外の科目には実質的な内容が法律基本科目にあたるものはない。【解釈指針 4-2-1-2】

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

法学既修者の認定は、本法科大学院1年次修了者と同等の法的思考力や論述力を修得しており、2年次開講科目の教育目的や教育方法（ソクラテス・メソッド方式中心）に対応して当該教育効果を期待できる素養を有するか否かを判断するため、憲法・民法・刑法の3科目および会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法のうち2科目の合計5科目による法学専門試験（論述式）を実施している。同試験においては、5科目各60点（100点満点）以上の得点を要するとしている。【解釈指針4-3-1-5】

出題の内容とレベルは、本法科大学院で未修者が1年かけて学ぶものと同程度であることが求められるため、法学部の試験と本質的に異なる。さらに、出題にあたっては出願者の具体的属性は出題委員には知らされず、また、採点にあたっては受験生の匿名性を担保して採点される。【解釈指針4-3-1-2】

法学既修者は、1年次配当の法律基本科目群のうち必修科目30単位（憲法・民法・刑法22単位および会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3科目のうち2科目8単位）を一括認定している。会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法のうち、法学専門試験の試験科目として選択しなかった残る1科目と行政法および商法は入学後必修とし、法学未修者と同様に受講しなければならない。《資料4-5、資料4-6、資料4-7参照》【解釈指針4-3-1-3】【解釈指針4-3-1-5】

また、2008年度入試から既修者認定は前期日程入試においてのみ実施することにした。

資料4-5 「神戸学院大学大学院学則（抜粋）」

（法学既修者）

第14条の3

（専門職学位課程における在学期間の短縮）

第14条の3 第9条第2項の規定により実務法学研究科における授業の履修により単位を取得したとみなされる場合であつて当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間、その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（出典：「法科大学院規則集4頁」）

資料4-6 「神戸学院大学実務法学研究科（法科大学院）規則（抜粋）」

（入学）

第4条（1項2項省略）

3 選考の結果、法律学の基礎的な学識を有すると認める者は法学既修者とし、1年を在学したものとみなし、在学期間に算入する。

(所要単位の修得)

第7条(1項省略)

- 2 法学既修者が修得したものとみなす単位は、法律基本科目群の基礎科目のうち研究科が指定する30単位とする。

(出典：「法科大学院規則集20頁」)

資料4-7 「神戸学院大学実務法学研究科(法科大学院)履修内規」

(法律基本科目群の所要単位)

第2条 研究科規則第7条第1項第1号に定める法律基本科目群の所要単位は、研究科規則別表に定める基礎科目40単位を必修とし、かつ、総合科目より22単位以上を修得するものとする。

- 2 研究科規則第7条第2項に定める法律基本科目群の基礎科目のうち研究科が指定する30単位は、研究科規則別表に定める憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、憲法Ⅲ、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱの22単位及び会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目のうち本学の法学既修者認定試験(法学専門試験)において受験した2科目8単位の合計30単位とする。

- 3 研究科規則第4条第3項の規定により認定された法学既修者の法律基本科目群の所要単位は、研究科規則別表に定める基礎科目中、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目のうち本学の法学既修者認定試験(法学専門試験)において受験しなかつた1科目、行政法及び商法の3科目10単位を必修とし、かつ、総合科目より22単位以上を修得するものとする。

(出典：「法科大学院規則集32頁」)

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

開学時に定められた厳格な成績評価のルールは、現在、遵守されている。また、全科目について評価基準がシラバスによって事前に明らかにされている。定期試験の採点済み答案用紙を学生に返却することによって、成績評価の基準を確保するとともに学生が講義内容の修得の程度を確認することが可能となっている。

改善を要する点

受講生が10名以内のクラスも多く、そこでは、教員と学生との距離が近いことから、学生がわずかなことでも不公正・不公平との心象を抱きやすいことになる。そこで、成績評価資料の扱いについては、匿名性を確保して採点をするなどの配慮が必要であり、受講者が少ない科目についての相対評価のあり方はさらなる検討が必要である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」に照らした、自由で個性豊かな法曹の養成を基本理念とする。具体的には、さまざまな法的課題を抱える地域において住民、中小企業や公共団体等からの法的サービスの必要に応えられる「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」を養成する目的から、多様な社会的バックグラウンドを持った学生を、法的思考の徹底した精査と展開を重んずるソクラテス・メソッド（双方向対話）方式の教育を通じ、あらゆる法的問題の解決を可能とする創造性と論理性を備えた思惟活動をなしうる思考のコントロール方法を習得した、すなわち「智慧のある法曹」に育成することを目指す。

従って、本法科大学院における入学者選抜の基本方針は、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、併せて、本学の教育理念、目的および方法に照らし、「明確な目的意識のもとでその達成のために労を惜しまない学習姿勢を持った、現代社会にかかわる課題を分析・検討して、他人の意見に耳を傾けつつ、自己の考えを的確に表明することのできる者」を選抜することとしている。

本法科大学院では、入学者選抜における公平性、開放性、多様性を確保し、かつ、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の適性および能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を責任をもって実施するために、研究科委員会を決定機関とし、研究科委員会の下に入試総括委員（入学者選抜試験の実施並びに入学者選抜制度の見直し等）、入試委員（入学者選抜試験の実施）、出題委員（小論文試験問題並びに法学専門試験（法学既修者認定試験）問題の作成と採点）等を置き、また、入学者選抜試験の可否の判定は研究科委員会で行う体制を採っている。【解釈指針6-1-1-1】

さらに、公平性、公開性を担保するため、上記教育理念、アドミッション・ポリシーのほか、毎年度の入学者選抜試験の方法と内容、入学試験問題（小論文試験、法学専門試験（法学既修者認定試験））などについて、法科大学院の教育内容に関する重要事項とともに、本学法科大学院ウェブサイト、「法科大学院案内」および「入学試験要項」で明示し広く公表している。

また、神戸、大阪をはじめ、東京、名古屋、福岡などの広範な地域で積極的に説明会に参加するなど事前周知のための広報活動にも努めている。【解釈指針6-1-1-2】

基準6-1-2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準6-1-2に係る状況)

入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、出身大学・学部を問わず、また、地域の社会人を含め、広く門戸を開放し、法科大学院における法曹養成教育を受ける基礎的な資質としての、明確な目的意識、論理的判断力、自己表現力および会話対応力を問う選抜試験制度を採用している。具体的には、公平性、開放性を担保するために法科大学院入学適性試験を機軸とするに加え、志願者が本法科大学院の教育理念並びにアドミッション・ポリシーを理解しそれに賛同して本法科大学院を受験しているかどうかを確認するために面接試験および志望理由書による審査を志願者全員に課す選抜試験方式を採用している。

本法科大学院の入学者選抜試験は、法学未修者（修業年限3年）、法学既修者（修業年限2年）を別途選抜するのではなく、法学未修者・法学既修者のいずれの志願者も、法科大学院適性試験成績50%、小論文25%、集団面接15%、書類審査（学業成績、志望理由書等）10%からなる「一般選抜試験」を受験しなければならないものとしている。法学既修者としての認定を希望する志願者は、「一般選抜試験」に合格した上で、本学法科大学院の課す「法学専門試験」に合格しなければならないものとしている。

これは、入学選抜試験の公平性、開放性を担保するためであるとともに、法学既修者として修業年限2年に入学を志願する者に対しても、修業年限3年への入学を志願する者と同様に、本法科大学院の教育理念やアドミッション・ポリシーに沿った明確な目的意識、法科大学院における法曹専門職養成教育を受けるのに必要不可欠な資質である論理的判断力、自己表現力および会話対応力を備えていることを、志望理由書の審査、小論文試験、面接試験等を通じてより適確に評価するためである。

また、本法科大学院では、資格の取得・各種試験に合格するまでの努力の過程を評価することによって、本学法科大学院のアドミッション・ポリシーのひとつに掲げている「明確な目的意識のもとでその達成のために労を惜しまない学習姿勢」を有しているかどうかの判定材料のひとつとするために、またあわせて大学等の在学者における多様な学識の有無、課外活動の成果等、社会人等における多様な実務経験・社会経験等を入学者選抜試験により適切に反映させるために、「特別評価項目」を設けている。これは、公認会計士、不動産鑑定士、医師、管理栄養士、情報処理技術者I種、介護福祉士などの各種資格、英検1級、中国語検定1級、TOEFL、TOEIC700点以上、日商簿記検定1級などの各種検定試験成績、国家公務員I種、地方公務員、国税専門官、労働基準監督官、小中高校・高等専門学校教員などの3年以上の実務経験、博士号、修士号等の学位、社会活動実績等を「選考における満点の10%の評価を上限」として入学者選抜試験成績に加点するものである。

しかし、この「特別評価項目」については、2008年度の認証評価における訪問調査において、法学未修者に対しても法学の知識を入学者選抜で考慮しているとの指摘を受けたため、2009年2月に実施した2009年度後期入試より入学者選抜試験成績への「特別評価項目」の加点を一切行わないことにし、ウェブサイト等に掲載し、広く周知を図り、

徹底した。《別添資料D「文部科学省提出の報告書」、別添資料J「ウェブサイトのお知らせ」、別添資料K「受験生向けのお知らせ」参照》

そして、2010年度入学者選抜では、入学試験日程を年2回から1回増やし年3回にしたが、いずれの日程でも入学者選抜試験成績から「特別評価項目」を撤廃している。《別添資料C「法科大学院案内(2010年度)」、別添資料L「入学試験要項(2010年度入試用)」参照》

さらに、本法科大学院では、多様な社会的経験を有する人材に広く門戸を開放する(多様性の確保)との観点から、公認会計士、司法書士、医師、薬剤師、管理栄養士、社会福祉士、不動産鑑定士、一級建築士等の資格を有し、当該資格に基づき3年以上の実務経験を有する志願者に対する「社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」を「一般選抜試験」とは別に設けている(入学定員60名のうち10名程度)が、この「社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」においても、「一般選抜試験」同様、法学未修者(修業年限3年)、法学既修者(修業年限2年)を別途選抜するのではなく、いずれの志願者であっても、法科大学院適性試験成績50%、集団面接25%、書類審査(学業成績、志望理由書等)25%からなる「社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」を受験し、その上で、法学既修者の認定を希望する志願者は、本法科大学院の課す「法学専門試験」に合格しなければならないものとしている。

ただし、法学既修者の認定のための「法学専門試験」は、受験生の便宜を考慮し、「一般選抜試験」および「社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」と連続した日程で実施している(法学既修者の認定を希望する志願者は、出願時に併せて法学既修者の認定を希望する旨を「入学志願試験票」の所定欄に記載するものとしている)。

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院では、すべての志願者に対して入学者選抜試験を受ける公正な機会を等しく保障するため、基準 6-1-2 で述べたように、法科大学院適性試験を機軸とする入学者選抜試験を実施するとともに、自校出身者に対する優先枠などはいっさい設けていない。

2004 年度から 2007 年度までの各年度の入学者に占める神戸学院大学法学部出身学生の比率は、2004 年度 0 名、0%、2005 年度 4 名、10%、2006 年度 4 名、13.8%、2007 年度 2 名、5.6%、2008 年度 5 名、15.2%といずれもきわめて低い水準にある。《資料 6-1 参照》【解釈指針 6-1-3-1】

資料 6-1 「入学者に占める自学法学部出身者の割合」

年度	入学者数	他大学出身者		自学出身者		
		人数	入学者に占める他大学出身者の割合	法学部以外の自学出身者の人数	法学部出身者	
					人数	入学者に占める自学法学部出身者の割合
2004 年度	35 名	35 名	100%	0 名	0 名	0%
2005 年度	40 名	35 名	87.5%	1 名	4 名	10%
2006 年度	29 名	24 名	82.8%	1 名	4 名	13.8%
2007 年度	36 名	33 名	91.7%	1 名	2 名	5.6%
2008 年度	33 名	28 名	84.8%	0 名	5 名	15.2%

※ 入学者数等は、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

(出典：学生数の状況 (別紙様式 2))

また、すべての志願者および入学者に対して、寄付等の募集はいっさい行っていない。

【解釈指針 6-1-3-2】

さらに、本学法科大学院では、なるべく多くの受験生に受験機会を保障するという観点から、入学試験を 9 月と 2 月の 2 回実施している。募集人員 60 名のうち、前期日程試験で 50 名 (うち「社会人 (有資格実務経験者) 特別選抜」10 名)、後期日程試験で 10 名 (うち「社会人 (有資格実務経験者) 特別選抜」若干名) をそれぞれ募集している。

基準 6-1-4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

本法科大学院における入学者の選抜にあたっては、法科大学院における教育を受ける基礎的な資質としての明確な目的意識、論理的判断力、自己表現力および会話対応力をより適確に評価するため、法科大学院適性試験の成績を機軸としつつ、それに加えて、大学等の学業成績・課外活動の成果、志望理由書、小論文、集団面接試験を点数化して客観的に評価するものとしている。

ことに、法科大学院での授業を履修する前提となる判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価するため、本法科大学院では、法科大学院適性試験を重視している。2004年度～2006年度においては法科大学院適性試験成績に入学者選抜試験の総合成績のうち60%を配点し、また2007年度以降も50%を配点している。また、法科大学院適性試験の出願資格においては、大学入試センター実施の「法科大学院適性試験」または日弁連法務研究財団実施の「法科大学院統一適性試験」のいずれかの結果でも出願できるようにしている。【解釈指針 6-1-4-1】

入学者選抜試験の成績評価の配点比率は、「一般選抜試験」においては、2004年度～2006年度までは、法科大学院入学適性試験 60%、書類審査（学業成績・志望理由書）10%、小論文（時事問題）20%、面接（集団面接）試験 10%としていたが、2007年度からは、法科大学院における双方向型授業を受講するのに必要とされる文章表現能力・会話対応力、現代社会にかかわる課題を分析・検討して、他人の意見に耳を傾けつつ、自己の考えを的確に表明することのできる能力などの評価をより重視するため、法科大学院入学適性試験 50%、書類審査（学業成績・志望理由書）10%、小論文（時事問題）25%、面接（集団面接）試験 15%に改めた。《資料 6-2 参照》

資料 6-2 「入学者選抜試験における配点比率(1)一般選抜試験」

法科大学院適性試験成績	小論文	面接	書類審査	特別評価項目
50%	25%	15%	10%	選考における満点の10%の評価を上限とします。

「社会人特別選抜試験」の配点比率は、2004年度～2006年度までは、法科大学院入学適性試験 60%、書類審査（学業成績・志望理由書）20%、面接（集団面接）試験 20%としていたが、2007年度からは、一般選抜試験の配点比率の変更に合わせて、法科大学院入学適性試験 50%、書類審査（学業成績・志望理由書）25%、面接（集団面接）試験 25%に改めた。《資料 6-3 参照》

資料 6-3 「入学者選抜試験における配点比率(2)社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」

法科大学院適性試験成績	面接	書類審査	特別評価項目
50%	25%	25%	選考における満点の10%の評価を上限とします。

しかし、2008年度の認証評価における訪問調査において「特別評価項目」については、法学未修者に対しても法学の知識を入学者選抜で考慮しているとの指摘を受けたため、2009年2月に実施した2009年度後期入試より入学者選抜試験成績への「特別評価項目」の加点を一切行わないことにし、ウェブサイト等に掲載し、広く周知を図り、徹底した。

《別添資料D「文部科学省提出の報告書」、別添資料J「ウェブサイトのお知らせ」、別添資料K「受験生向けのお知らせ」参照》

そして、2010年度入学者選抜では、入学試験日程を年2回から1回増やし年3回にしたが、いずれの日程でも入学者選抜試験成績から「特別評価項目」を撤廃している。今後この方針に変更はない。《別添資料C「法科大学院案内（2010年度）」、別添資料L「入学試験要項（2010年度入試用）」参照》

なお、2010年度入学者選抜では、面接を集団面接から個別面接に変更し、それに伴い、入学者選抜試験の成績評価の配点比率を以下のように変更した。

＊一般選抜試験

法科大学院適性試験成績	小論文	面接（書類審査を含む）
40%	20%	40%

＊社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験

法科大学院適性試験成績	面接（書類審査を含む）
40%	60%

「法学専門試験」は、憲法、民法、刑法の3科目と、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法のうち出願時に選択した2科目の合計5科目を受験するものとし、各科目60点以上（100点満点）、合計300点以上（500点満点）の者を法学既修者として認定することとしている。《資料6－4参照》

資料6－4 「入学者選抜試験における配点比率(3)法学専門試験」

憲 法	民 法	刑 法	会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目の中から選択する2科目	合 計
100点	100点	100点	100点×2科目（計200点）	500点

なお、各年度の配点比率の推移を示すと次のようになる。《資料6-5参照》

資料6-5 「一般選抜試験・社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験における配点比率の推移」

		法科大学 院適性試 験成績	小論文	面接	書類審査	特別評価項目
2004年度	一般選抜	60%	20%	10%	10%	選考における満点の5% の評価を上限とする
	社会人特別選抜	60%		20%	20%	
2005年度	一般選抜	60%	20%	10%	10%	選考における満点の5% の評価を上限とする
	社会人特別選抜	60%		20%	20%	
2006年度	一般選抜	60%	20%	10%	10%	選考における満点の5% の評価を上限とする
	社会人特別選抜	60%		20%	20%	
2007年度	一般選抜	50%	25%	15%	10%	選考における満点の5% の評価を上限とする
	社会人特別選抜	50%		25%	25%	
2008年度	一般選抜	50%	25%	15%	10%	選考における満点の10% の評価を上限とする
	社会人特別選抜	50%		25%	25%	
2009年度	一般選抜	50%	25%	15%	10%	選考における満点の10% の評価を上限とする
	社会人特別選抜	50%		25%	25%	

(出典：『入学試験要項 2004年度～2009年度』)

基準 6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

入学者選抜に当たっては、大学等の在学者においては、多様な学識の有無、課外活動の成果等を入学者選抜試験に適切に反映させ、また、社会人等においては、多様な実務経験・社会経験等を入学者選抜試験に適切に反映させるため、法科大学院適性試験の成績だけでなく、大学等の学業成績・課外活動の成果、志望理由書、小論文、集団面接試験の結果を加味して評価するものとしている。

入学者選抜試験の成績評価の配点比率は、基準 6-1-4 でも示したように、「一般選抜試験」においては、法科大学院入学適性試験 50%、書類審査(学業成績・志望理由書) 10%、小論文(時事問題) 25%、面接(集団面接) 試験 15%である。

「社会人特別選抜試験」の配点比率は、法科大学院入学適性試験 50%、書類審査(学業成績・志望理由書) 25%、面接(集団面接) 試験 25%である。

また、本法科大学院では、資格の取得・各種試験に合格するまでの努力の過程を評価することによって、本学法科大学院のアドミッション・ポリシーのひとつに掲げている「明確な目的意識のもとでその達成のために労を惜しまない学習姿勢」を有しているかどうかの判定材料のひとつとするためだけでなく、大学等の在学者における多様な学識の有無、課外活動の成果等、社会人等における多様な実務経験・社会経験等を入学者選抜試験により適切に反映させるために、「特別評価項目」を設けている。

しかし、2008年度の認証評価における訪問調査において「特別評価項目」については、法学未修者に対しても法学の知識を入学者選抜で考慮しているとの指摘を受けたため、2009年2月に実施した2009年度後期入試より入学者選抜試験成績への「特別評価項目」の加点を一切行わないことにし、ウェブサイト等に掲載し、広く周知を図り、徹底した。

《別添資料D「文部科学省提出の報告書」、別添資料J「ウェブサイトのお知らせ」、別添資料K「受験生向けのお知らせ」参照》【解釈指針 6-1-5-1】【解釈指針 6-1-5-2】

さらに、本法科大学院では、「一般選抜試験」における社会人等の選抜とは別に、実社会での実務経験を有する多彩な人材を確保するため、「社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」を設けている。これは、公認会計士、司法書士、税理士、医師、不動産鑑定士等の一定の資格を有し、かつ、当該資格に基づく3年以上の実務経験を有する者を、「一般選抜試験」における社会人等とは異なる、「社会人(有資格実務経験者)」として選抜しようとするものである。「社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」の入学定員枠は、前期(日程)試験 10名、後期(日程)試験若干名である。

なお、「社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」に合格して入学した者は、2004年度 7名(税理士 2名、医師 1名、薬剤師 1名、司法書士 1名、行政書士 1名、海事保佐人 1名)、2005年度 9名(医師 3名、税理士 2名、薬剤師 1名、管理栄養士 1名、不動産鑑定士 1名、行政書士 1名)、2006年度 2名(行政書士 1名、社会福祉士 1名)、2007年度 1名(行政書士 1名)、2008年度 3名(社会保険労務士 1名、司法書士 1名、薬剤師 1名)であった。《資料 6-6 参照》【解釈指針 6-1-5-2】

資料6-6 「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」の志願者数・合格者数・入学者数の推移」

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
志願者数	75名	19名	7名	2名	6名
合格者数	18名	12名	7名	1名	5名
入学者数	7名	9名	2名	1名	3名

※ 志願者数・合格者数・入学者数は、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

(出典：学生数の状況（別紙様式2）)

また、多様な知識・経験を有する者になるべく広く門戸を開放するため、入学金・学費も私立大学のなかではなるべく低額に抑制するとともに、本学法科大学院独自の支給奨学金（120万円・10名以内、60万円・10名以内）、貸与奨学金制度を整備するとともに、有職社会人が働きながら学習することができるよう修業年限4年から6年の長期履修制度や午後5時40分授業開始の5時限目を設け1年次の必修科目を隔年で配当するなどの措置も行っている。

なお、年度ごとの入学者数に占める長期履修制度の利用者は、次のとおりである。《資料6-7参照》

資料6-7 「入学者に占める長期履修者の割合」

年度	入学者数	入学者のうち長期履修制度を利用する者	
		人数	割合
2004年度	35名	5名	14.3%
2005年度	40名	7名	17.5%
2006年度	29名	3名	10.3%
2007年度	36名	0名	0%
2008年度	33名	0名	0%

※ 入学者数等は、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

※ 長期履修者は、標準修業年限が4年、5年、6年の者の合計。

(出典：学生数の状況（別紙様式2）)

以上のような努力の結果、入学者数に占める法学部以外の他学部出身者（法学を履修する課程以外の課程を履修した者）と社会人経験者の割合は、それぞれ2004年度が60%と77.1%、2005年度が42.5%と55%、2006年度が34.5%と51.7%、2007年度が30.6%と38.9%、2008年度が24.2%と42.4%であり、概ね3割以上となっている。また、他学部出身者と社会人経験者の合計数の入学者数に占める割合は、2004年度82.9%、2005年度62.5%、

2006年度 51.7%、2007年度 50%、2008年度 48.5%でいずれも3割を超えている《資料6-8、資料6-9参照》【解釈指針6-1-5-3】

資料6-8 「入学者に占める他学部（法学部以外）出身者・社会人経験者の割合」

年度	入学者数	法学部出身者と他学部出身者			社会人経験者と社会人経験のない者		
		法学部出身者数	他学部出身者		社会人経験のない者	社会人経験を有する者	
			人数	入学者数に占める割合		人数	入学者数に占める割合
2004年度	35名	14名	21名	60%	8名	27名(7名)	77.1%
2005年度	40名	23名	17名	42.5%	18名	22名(9名)	55%
2006年度	29名	19名	10名	34.5%	14名	15名(2名)	51.7%
2007年度	36名	25名	11名	30.6%	22名	14名(1名)	38.9%
2008年度	33名	25名	8名	24.2%	19名	14名(3名)	42.4%

※ 社会人のうち、()内の数字は社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験による入学者

※ 入学者数等は、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

(出典：学生数の状況（別紙様式2）)

資料6-9 「入学者内訳表」

区 分	2008年度	2007年度	2006年度	2005年度	2004年度
入学定員	60	60	60	60	60
入学者数	33	36	29	40	35
内、法学未修者	32	34	28	40	32
内、法学既修者	1	2	1	0	3
内、他学部出身者 または社会人経験者	16	18	15	25	29
入学定員に占める入学者数の割合	55%	60%	48.3%	66.7%	58.3%
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の割合	48.5%	50%	51.7%	62.5%	82.9%
入学者数に占める他大学出身者の割合	84.8%	91.7%	82.8%	87.5%	100%

6-2 収容定員と在籍者数

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものにならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の入学定員60名であり、収容定員は180名である。他方、年度ごとの入学者数は、2004年度35名、2005年度40名、2006年度29名、2007年度36名、2008年度33名であり、在籍者数(原級留置者、休学者および長期履修者を含む)は、2004年度35名、2005年度72名、2006年度90名、2007年度94名、2008年度104名であり、年度ごとの入学者数に原級留置者・休学者・長期履修者を加えた場合でも、在籍者の総数が収容定員180名を上回ってはいない。《資料6-10参照》【解釈指針6-2-1-1】

資料6-10 「在籍者数の推移」

		在籍者数			退学者数	
		原級留置者数	休学者数	長期履修者数		
2004年度	1年次	32名		2名	5名	3名
	2年次	3名				
	合計	35名		2名	5名	3名
2005年度	1年次	42名	2名	3名	7名	3名
	2年次	27名		1名	5名	1名
	3年次	3名				
	合計	72名	2名	4名	12名	4名
2006年度	1年次	28名	4名	4名	3名	5名
	2年次	37名	2名	3名	6名	
	3年次	25名	0名	3名	4名	
	合計	90名	6名	10名	13名	5名
2007年度	1年次	39名	5名	4名	0名	6名
	2年次	23名	3名		3名	4名
	3年次	32名	4名	2名	10名	1名
	合計	94名	12名	6名	13名	11名
2008年度	1年次	42名	10名		0名	
	2年次	25名	1名		0名	
	3年次	35名	8名		8名	
	合計	104名	19名		0名	

※ 修業年限4年～6年の長期履修者のうち、4年以上在籍している者については、3年次の在籍者に含めてある。(出典：学生数の状況(別紙様式2))

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6-2-2 に係る状況)

本法科大学院の入学定員は 60 名である。本法科大学院の入学者数は、2004 年度 35 名、2005 年度 40 名、2006 年度 29 名、2007 年度 36 名、2008 年度 33 名であり、いずれも入学定員 (60 名) に達していない。《資料 6-1-1 参照》【解釈指針 6-2-2-1】

資料 6-1-1 「本法科大学院の志願者数・合格者数・入学者数の推移」

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
志願者数	846 名	336 名	166 名	110 名	103 名
合格者数	108 名	163 名	96 名	78 名	62 名
入学者数	35 名	40 名	29 名	36 名	33 名
入学定員に対する入学者の割合	58.3%	66.7%	48.3%	60%	55%

※ 志願者数、合格者数とも、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

※ 志願者数、合格者数とも、一般選抜試験、社会人特別選抜試験の合計数 (一部、両者の重複を含む)。(出典 学生数の状況 (別紙様式 2))

本法科大学院では、入学定員を設定するに際して、法学未修者である修業年限 3 年の入学者数を概ね 40 名、法学既修者である修業年限 2 年の入学者数を概ね 20 名と想定し、合計で 60 名の入学定員とした。しかしながら、法学既修者の入学者数は、2004 年度 3 名、2005 年度 0 名、2006 年度 1 名、2007 年度 2 名、2008 年度 1 名と、いずれの年度も概ね 20 名の想定数を下回る状況となっている。《資料 6-1-2 参照》

資料 6-1-2 「本法科大学院における法学既修者認定試験の志願者数・合格者数・入学者数の推移」

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
志願者数	152 名	75 名	35 名	18 名	13 名
合格者数	14 名	9 名	3 名	4 名	1 名
入学者数	3 名	0 名	1 名	2 名	1 名

※ 志願者数、合格者数とも、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

(出典：学生数の状況 (別紙様式 2))

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な学識・課外活動経験を有する大学等の在学者、多様な実務経験・社会経験を有する社会人等に広く門戸を開放する方針を採用し実施している。

例えば、大学等の在学者については多様な学識・課外活動経験の有無を、社会人等については多様な実務経験・社会経験等の有無を入学者選抜試験により適確に反映させるため、入学者選抜試験では、法科大学院適性試験の成績だけでなく、大学等の学業成績・課外活動の成果、志望理由書、小論文、集団面接試験の結果を加味して評価するものとし、また、各種資格等を取得・合格する過程でなされた努力を評価するため「特別評価項目」も設けている。

しかし、2008年度の認証評価における訪問調査において「特別評価項目」については、法学未修者に対しても法学の知識を入学者選抜で考慮しているとの指摘を受けたため、2009年2月に実施した2009年度後期入試より入学者選抜試験成績への「特別評価項目」の加点を一切行わないことにし、ウェブサイト等に掲載し、広く周知を図り、徹底した。

ついで、「一般選抜試験」における社会人等の選抜とは別に、実社会での実務経験を有する多彩な人材を確保するため、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」も別途設けている。

さらに、多様な知識・経験を有する者になるべく広く門戸を開放するため、入学金・学費も私立大学のなかではなるべく低額に抑制するとともに、本学法科大学院独自の支給奨学金（120万円・10名以内、60万円・10名以内）、貸与奨学金制度を整備するとともに、有職社会人が働きながら学習することができるよう修業年限4年から6年の長期履修制度や、午後5時40分授業開始の5時限目を設け1年次の必修科目を隔年で5時限目に配当するなどの学習支援措置も積極的に行っている。

これらの努力の結果、入学者数に占める法学部以外の他学部出身者と社会人経験者の合計数の割合は、2004年度82.9%、2005年度62.5%、2006年度51.7%、2007年度50%、2008年度48.5%でいずれも3割を超えている。

改善を要する点

本法科大学院の入学者数は、2004年度35名、2005年度40名、2006年度29名、2007年度36名、2008年度35名であり、いずれも入学定員の60名に達しない状況が継続している。このため、神戸・大阪をはじめ、東京、名古屋、福岡などの広範な地域で説明会に参加するなど積極的に広報活動に努めているが、いまだその効果が実績として反映されるにはいたっていない。

しかしながら、法科大学院適性試験の受験者数そのものが2004年度以降減少し続けていることや、特定の大規模・有名校へ受験者が集中する傾向が年々強まっている状況を勘案するならば、入学定員を確保するためには、より積極的・効果的な広報活動を展開していく必要があるだろう。

別添資料一覧

- A. 履修の手引 I (2009 年度)
- B. 履修の手引 II (シラバス 2009 年度)
- C. 法科大学院案内 (2010 年度)
- D. 文部科学省提出の報告書
- E. 授業シラバス改訂のお願い
- F. 選択必修科目・選択科目の履修登録期間終了前における授業実施に係るお願い
- G. 2009 年度ガイダンス・スケジュール
- H. 2009 年度前期定期試験受験許可者及び座席指定表
- I. 2008 年度成績評価の結果について (お知らせ)
- J. ウェブサイトのお知らせ
- K. 受験生向けのお知らせ (入学試験要項への追加のお知らせ)
- L. 入学試験要項 (2010 年度入試用)